

令和3年度町早川町一般会計決算における

入湯税の充当状況

入湯税は、観光の振興（施設の整備を含む。）・環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防に必要な施設の整備に要する費用に充てるために設けられた目的税。
入湯税を納める人は、鉱泉浴場の入湯客であり、入湯税は当該施設の経営者へ鉱泉浴場の利用料金とともに支払い、経営者は特別徴収義務者として徴収した入湯税を1ヶ月単位で町へ納入する。
税率は、入湯客1人に対し1日150円となる。

(歳入) 入湯税	2,464 千円
(歳出) 入湯税が充てられる観光振興等経費	75,458 千円

(単位:千円)

区 分	経 費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫 支出金	県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	3,813	0	0	0	0	500	3,313
消防施設等の整備	725	0	0	0	0	200	525
観光施設の整備	62,779	0	0	0	0	1,000	61,779
観光振興(観光施設の整備除く)	8,141	0	0	0	0	764	7,377
合計	75,458	0	0	0	0	2,464	72,994
				一般財源 総計		75,458	

令和2年度町早川町一般会計決算における

入湯税の充当状況

入湯税は、観光の振興（施設の整備を含む。）・環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防に必要な施設の整備に要する費用に充てるために設けられた目的税。
入湯税を納める人は、鉱泉浴場の入湯客であり、入湯税は当該施設の経営者へ鉱泉浴場の利用料金とともに支払い、経営者は特別徴収義務者として徴収した入湯税を1ヶ月単位で町へ納入する。
税率は、入湯客1人に対し1日150円となる。

(歳入) 入湯税	2,801 千円
(歳出) 入湯税が充てられる観光振興等経費	21,636 千円

(単位:千円)

区 分	経 費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫 支出金	県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	3,779	146	147	0	0	448	3,038
消防施設等の整備	1,590	0	0	0	0	600	990
観光施設の整備	6,718	0	0	0	0	1,353	5,365
観光振興(観光施設の整備除く)	9,549	0	0	0	0	400	9,149
合計	21,636	146	147	0	0	2,801	18,542
				一般財源 総計		21,343	

令和元年度町早川町一般会計決算における

入湯税の充当状況

入湯税は、観光の振興（施設の整備を含む。）・環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防に必要な施設の整備に要する費用に充てるために設けられた目的税。
入湯税を納める人は、鉱泉浴場の入湯客であり、入湯税は当該施設の経営者へ鉱泉浴場の利用料金とともに支払い、経営者は特別徴収義務者として徴収した入湯税を1ヶ月単位で町へ納入する。
税率は、入湯客1人に対し1日150円となる。

(歳入) 入湯税	5,014 千円
(歳出) 入湯税が充てられる観光振興等経費	55,652 千円

(単位:千円)

区 分	経 費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫 支出金	県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	8,394	469	469	0	320	1,970	5,166
小計	8,394	469	469	0	320	1,970	5,166
消防施設等の整備	1,601	0	0	0	0	800	801
小計	1,601	0	0	0	0	800	801
観光施設の整備	33,773	0	9,845	9,800	3,000	1,244	9,884
小計	33,773	0	9,845	9,800	3,000	1,244	9,884
観光振興(観光施設の整備除く)	11,884	0	0	0	0	1,000	10,884
小計	11,884	0	0	0	0	1,000	10,884
合計	55,652	469	10,314	9,800	3,320	5,014	26,735
					総計	31,749	